

と、製造工業品の諸価格の相対的下落という価格体系の変動によるものであり、かかる価格体系の変動を生ぜしめた要因として、(1) 産業間の生産性格差の拡大と賃金格差の縮少による賃金コストの増大、(2) 賃金水準の上昇そのものが、各産業部門間のコストの相対的变化を生ぜしめること、(3) 自然条件に制約されている資源の不足化により、これに関連した個別価格が相対的に上昇すること、(4) 公共部門における大規模な設備投資に伴う公共料金の相対的上昇等をあげてをり、要するに、経済成長の過程において生ずる基礎的諸条件(技術、需要・供給の構造、需給関係、自然的資源等)の変化が、このような価格体系の変化を生むものであるとする。

(3)の点については、第6章「欧米における物価動向」(和栗)と第7章「欧米における物価問題の考え方」(和栗)がこれにあてられている。まづ欧米における物価動向を、戦後1952年までと、1953年以降に分けて観察し、多くの興味ある事実を述べている。さらに欧米における物価問題をめぐる論説の整理、紹介を試み、物価安定の基準とインフレーションの諸要因について考察する。とくに後者においては、従来しばしばインフレ論議の中心となった需要インフレとコスト・インフレについて、欧米における代表的諸見解を述べ、また管理価格問題にふれている。

以上、ごく大雑把に本書の素描を試みたが、これは確かに物価問題に関する最近の数少いすぐれた収穫の1つである。戦後とくに最近のわが国の物価変動の性格を明確かつ適確にえがき出し、その対策を論ずるのみならず、欧米における物価論争の手ぎわのよい整理、紹介にまでおよび、物価問題に関する専門的研究者はいうまでもなく、この方面の素人に対しても、ある視角と豊富な知識を提供するであろう。

ここに取上げられた物価問題は、とくに目新しいものではなく、すでに多くの機会において論ぜられてきたものに外ならない。それにもかかわらず、本書の叙述に価値をみとめる理由は、このような時事問題の論議にありがちの皮相な観察に墮することなく、適確に問題を把握し、それに対する十分に練れた思考にもとづいて、その核心に迫っていることである。とくに本書が数人の人々の共同研究の成果であることを考えるとき、そのチーム・ワークのよさと、これらの人達の経済をみる目の確かさに敬服せざるをえない。最近の物価上昇は高度成長によって生じたコスト(とくに賃金コスト)の上昇によるものであるが、これは欧米流のいわゆるコスト・インフレを意味するわけではなく、一種のボトル・ネック・イ

ンフレであり、広い意味では需要インフレに含まれるとする基本的認識は、筆者も全く同感であり、これらの人達のすぐれた経済観を示す典型的例であるといえよう。

本書を読んで、日本の物価問題に対して、改めて深い関心と強い興味を感ずる訳であり、とくに最近の物価変動の新しい特色について教えられるところ大であるが、他方、やや皮肉な見方をすれば、最近の物価変動といえども、従来のものと異っているのはその外観だけであり、物価変動のメカニズム自体が変貌したわけではない。物価が需要と供給の関係によって変動するという基本的メカニズムには変りはない。ただ従来労働過剰型であったわが国の経済が、高度成長の結果、むしろ労働不足が感ぜられる程に労働需給関係に大きな変化が生じ、(これはエポック・メイキングである)、そのために賃金コストが増大し、それが供給函数を上方にシフトせしめ、物価上昇を招いたのである。この意味で最近の物価変動といえども、とくに変わったところはなく、むしろ、その背景をなす経済構造、とくに労働需給関係が変化したのであり、物価変動はその反映にすぎない。本書を読んで、もし物価変動のメカニズム自体が変貌したという印象をうけるとすれば、それは読者の誤解であろう。

本書は消費者物価と卸売物価の乖離について、その要因を分析し、経済成長による基礎的諸条件の変化に基づく相対価格の変化であるとするが、これは単なる相対価格の変化でなく、一定の方向をもった変化ではなかろうか。すなわち、卸売物価は比較的安定し、消費者物価は上昇するような変化であり、しかもこれは単に一時的現象でなく、かなり趨勢的なものであろうということである。もししかりとすれば、物価安定の基準を消費者物価におくという主張に対して、そもそも消費者物価の安定は可能であろうか、という疑問が生ずる。消費者物価は本来傾向的に上昇すべきものではなかろうか。とすれば、物価安定の基準を消費者物価に求めることは無意味な主張ではなかろうか。

〔水野正一〕

丹羽邦男

『明治維新の土地変革』

御茶の水書房 1962年 429ページ

版籍奉還・廃藩置県をへて地租改正実施にいたる一連の変革過程は、日本における旧来の封建的領有体制の根本にふれるものであり、明治維新を評価するさいの核心をなすものであることはいうまでもない。だが今日まで

この時期のたちいった分析は意外にすくなかったといえよう。さいきん発表された丹羽氏の本書と福島正夫氏の『地租改正の研究』(有斐閣)はなが年の著者の努力の結晶として、この期の解明にあたらしい光をなげかけたものといわなければならない。

本書は明治6年7月の地租改正法がどのような状況を経て成立をみるにいたったかを、つよく政治史的関連において克明に追究したものである。2篇からなるこの本は、まず第1篇を「領主制の解体と明治新政権の性格」として、維新政権のもとでどのような状況下に領有制解体の1側面をなす廃藩置県と禄制処分が帰結していくかを追究することにより、維新政権の性格とその変容をあきらかにし、第2篇を「地租改正法とその実現過程」として、領有制解体の他の側面をなす土地の私的所有権確認とそれを基礎とする新税法が壬申地券の発行から地租改正法成立にいたる過程でどのような曲折を経てあみだされていくことになるかを追究していく。

慶応3年末(1867年)に成立をみる明治政権は当初2つの性格をそなえていた。第1は国内的なもので、明治政権が薩長など勤王雄藩を主体とする諸藩連合政権であり、その支配も直接的には旧幕府領に限定され他の諸藩に対して補強的役割をはたすにすぎない1封建領主としての実質をそなえていたという点である。第2は対外的なもので上述の国内的性格にもかかわらず、対外的には全国開港場を直接支配下におき幕府から安政通商条約をひきつぐことによってわが国の唯一の主権者として列強に承認されているという点である。丹羽氏はこの2つの性格の矛盾の展開を通して、具体的には、第2の対外的性格との関連から領有制の解体・明治政府の性格変化をつよくみちびきだそうとしている。

すなわち、国内的には明治政府の成立当初各藩領有制は程度の差はあれ家臣団構成の変化と前期的資本の蚕食がすすんでいた。このような旧来の封建的領有制の危機に対して、明治政府はその直轄府県において農民に対する封建的収奪の強化をもつてのぞみ、危機にさらされた領有制を補強していこうとする。もっともこのような政府の封建的行動の強化は農民反抗の激発によって困難とはなるが、このような方向からは廃藩置県という全国画一形態での領有制廃棄の必然性はみちびきだすことができない。この点是对外的に唯一の主権者としての明治政権が外圧のもとに列強と接触し、世界市場の一環に日本を連結していくなかで必然化してくる。外圧のもとでの日本の世界市場への編入は、明治政府にこれに対応する流通から生産面にいたる新しい経済政策の実施と対外的

に唯一の主権者としての財政支出を必然化し、このことを通してはじめて廃藩置県による領有制の廃棄の方向がうちだされたのであった。そしてかかる推移のなかで、明治政権担当者の性格もかわっていき、権力の中樞は初期の領主的基盤に立脚するものの手から対外関係さらには財政関係を担当するものの手に移行し、いわゆる絶対主義官僚の形成をみることになる。

対外的契機によってつよく主導されつつ、明治政府は商人金貸資本からの領主層の債務や外債を整理し、「万国対峙」の新経済政策を遂行していくためにも、廃藩置県をへてさらに旧来の封建的領有制のよってたつ根幹にも変革の手をのばしていかなければならなかった。日本の幕藩封建制は領主階級の城下町への集中という点で、したがって領主階級の俸禄制という点で特異な姿をしめしていたが、このことが領有制の根幹の変革にさいしても土地制度の変革したがって租法改革と領主階級の家禄制度の変革を形式上分離させることとなった。もちろんこの両者の変革は現実には密接にからみあいながら進行的なものであるが、それではこの2つの変革はどのような過程をたどってうちだされ、現実の政策として定着していくことになったのであろうか。

まず第1の側面である土地制度・租法についていえば、それは(I)廃藩置県(明4)から明治6年6月の壬申地券の交付が行われる時期。(II)明治6年5月から8年8月の、地方官会同で地租改正法が議決をみるにいたる時期(ただし地租改正事業の全国一斉実施は8年以降のことである)にわけられる。第2の家禄制度についていえば、上記のI期に井上——大蔵省から外債3000万両による家禄処分案が提起されるが(明5初頭)、領主階級にかなりきびしいこの処分案は領主階級のなご優勢な正院などからのつよい反撥をまねき、このため領主階級にさらに譲歩した処分案が井上——大蔵省によって「一時禄券之方法」「年々減却之方法」の形で提起され、府県地方官を大蔵省が掌握していくなかで領有制解体を推進しようとする。だがこのような動きを正院はおさえ大蔵省の権限を縮小して、井上は辞職する。では国内の農民経済の発展に規定されつつ地租改正法がうみだされるII期には禄制処分はどのように進行するか。前述のように大蔵省の権限縮小と正院の権限拡大による領主反動がつよめられたのちには、局面は正院内における参議の対抗関係に移行する。すなわち、征韓による国威宣揚の名のもとに領主階級の利益保持をはかる1派(西郷・板垣・江藤らに代表される)と外圧に抗して上からの近代化を優先させるべきだとするいわゆる「内治優先」派

(大久保・岩倉・大隈らに代表される)とのするどい対立のもとで、内治優先派が征韓派をついに圧倒し、征韓派の一斉下野をみる。権力の中枢である正院の構成変革を背景として、当時の地租収入の減少傾向と他方における国家財政中の家禄支出の重圧という矛盾のもとで、上からの近代化を推進していくためにまず地租改正を実施し禄制を解消していくことがますます切実な課題となってくる。このような状況のなかで「家禄税則」「家禄奉還制度」の登場をみることになり(明6)、さらに地租改正を実施するさいに地租収入が定額金納化することに対応して家禄をも定額金納化する会計上の必要がつまり、明治8年半ばには正院もついに領主階級の反対をおさえつつ金禄改定にふみきり、地租改正とともに領有制解体へと最終的にふみきっていくことになるのであった。

このような禄制改革の基礎をなす土地制度・租法の改革はどのように進行したか。I期に井上——大蔵省から外債依存の家禄処分案が提起される明治5年初頭に旧租法変革の前提としていわゆる壬申地券が交付されようとする。この壬申地券はつよく対外的契機にうながされてでてきたものでまだ旧来の農民所持地を私的所有権として確認していくという点が不明確であった。井上らによる家禄処分案が領主反動により阻止されるとともに壬申地券による租法改革も後退を余儀なくされ、地券交付も進展しない。領主反動に直面した井上は前述のように領主に譲歩した禄制処分案を用意するが、これに対応して土地制度、租法面でも領主階級の私的土地所有者＝地主への転化に道をひら「地価取調規則」→「分一税法」のく構想がだされる。だがこの案も井上の失脚という状況のもとで実施をみることなしにおわる。だがこの段階には農民経済の発展・地主制の展開のもとで旧来の領主的農民収奪はいちじるしく困難になっており、農民の減租要求もまた無視できない情勢にあり、旧租法は破綻に瀕していた。このような現実をふまえて「地価取調規則」「分一税法」と対立する線が大蔵省のなかから生れ、「地租改正法案」として結実することになる。この地租改正法は井上にかわった大隈の手によって地方官会同で議決され、それを正院も承認せざるをえないことになる。そして前述のように正院における征韓派が敗北し、領主階級の私的土地所有者＝地主への移行のコースが阻止されるなかで、この地租改正法の全国一斉実施が可能となり、禄制改革とならんで領有制解体の完成へとすすんでいくこととなるのであった。明治6年7月の地租改正法公布は、当初もっぱら対外的契機によってうながされた租法改革の企図がここではじめて内的契機としての農民

経済の発展にうらうちされるることによって成立したものであり、領有制解体の突破口をきりひらいたものであった。

地租改正・家禄処分という維新変革の根幹をなす政策の展開と帰結を克明に追究したこの本、そして文章も平明とはいえないこの本を簡単に要約することはきわめてむずかしい仕事である。だがごくおおすじは以上のようにまとめうるであろう。そして私にとって丹羽氏の論について疑問を提出し質問を発したい箇所もまたすくなくない。しかしここではその余猶もないので1点だけ疑問をのべるにとどめておこう。

この本で特徴的なことは、維新政府による廃藩置県から地租改正法案の形成にいたる一連の新政策の規定要因を内的契機にではなくて、つよく外圧下にある日本の先進資本主義国との接触という対外的契機にもとめていることである。そして内的契機については地租改正法案がでてくる段階にはじめて農民経済の発展・地主制の成長という形で、しかも突如として、政策規定の重要な要因として登場せしめられているという印象をつよくうける。私の根本的疑問はこの点にあるといえそうである。

明治維新変革を解明するさいに対外的契機を重視しなければならぬことはいうまでもない。しかしこの本で丹羽氏が対外的契機と一連の新政策展開とを十分に関連づけて解明しているかどうか私にはやや疑問におもわれる。対外的契機が強調されている割にはその内容が抽象的であり、具体的関連の指摘がよわいのではないだろうか。それはともかくとして、問題の解明のためには対外的契機とともに内的契機も軽視できないのではなからうか。そしてその内的契機も、丹羽氏のように農民経済の発展・地主制の展開という形に歪小化してとらえるのではなくて、本質的には旧体制下に成長する地主制もその1形態として包摂される商人金貸資本の展開(1面では旧領主階級に対する、他面では農民層に対する蚕食という形ですすむ)としてとらえ、かかるものとして内的契機をより重視すべきではないだろうか。丹羽氏はしばしば大蔵省の絶対主義官僚からの新政策実現の志向が領主階級の反動によって阻止されようとする動きをのべている。だがこのような反動は領主階級が領主階級として自らを保持せんとしたというよりも、むしろ地主制もふくめた商人金貸資本の私的所有者に自らを有利に転化させようとするものとしてであった。封建的領有体制の廃棄と私的所有権・商人金貸資本の確認のコースはいずれにしても不可避であった。問題はだれがこの基本コースに有利に移行しうるかにあった。さらに丹羽氏は、問題をはじ

めは領主階級の利益を追及する正院と絶対主義官僚の依拠する大蔵省との対立関係のなかでとらえ、前者の後者に対する圧服をといたのちに、急に今度は地租改正法案がでてくる段階に農民経済の発展という内的契機を強調し、正院内部において「内治優先」・上からの近代化を志向する派が領主階級勢力を駆逐して地租改正法の承認実施にふみきるようにといている。この説明の仕方も説得的ではない。以上の諸点はすべて基本的には内的契機をひろく商人金貸資本の展開として、本書におけるよりより積極的に評価すべきではないかという点に帰着するのである。そしてこの点は、旧封建的領有体制に対してもつ商人金貸資本の役割をどう評価すべきであるかという具体的・さらにはより原理的な問題にかかわってくるのである。〔陣 峻 衆 三〕

平 館 利 雄

『ソヴェト経済史』

政文堂 1962年 311ページ

本書は1917年から1932年にいたる25年間の、ソヴェト経済の発展史の概要を取扱っている。「経済史」という書名の示すように、経済的側面、過程の史的叙述の試みであるが、著者には、若干の理論的野心もないではない。すなわち、「序」にはつぎのように書かれている。「スターリンの個人崇拜が棚上げされ、フルシチョフの自由化政策が実施されて以来、ソ連の自然科学や社会科学に清新な空気が吹きこまれているが、残念ながらいまのところ、歴史学界ではまだ大胆なメスが振われていない。おそらく、ソヴェト経済史も新らしく書き直されねばならないだろう。……だがその時期はまだきていないようである。だから現在は歴史学界の空白時代であり、つぎの時代を生む陣痛のときである。著者が従来のソ連学者の見解にたいし多少とも反対の意見をもちだし批判さえ加えるという大胆さをあえてしたのも、このような時期だからである。」(1ページ)。

この「序」に示されている著者自身の抱負は、われわれに若干の期待を抱かせる。だが、卒直にいてこの期待は裏切られた。本書は、ソ連経済の、革命後25年間の通史的叙述としては、あとでものべるように、一応の意味を持っている。しかし、方法ないし資料の点で、「序」に書かれてあるような新らしさは、余り感ぜられない。むしろ、問題意識や叙述の方法などからみて、旧派の作品という感じの方が強い。

本書は、つぎのような章別構成を持つ。すなわち、第1章 社会主義革命の可能性と必然性、第2章 革命遂行期(1917—1918年)、第3章 戦時共産主義期(1918—1920年)、第4章 復興期(1921—1925年)、第5章 工業化開始期(再建期)(1926—1928年)、第6章 全面的集団化期(1929—1932年)。この時期区分は、大体において1959年発行のソ連邦共産党史のそれと同じである。

本書は、上述の章別構成のもとにソ連経済の25年間の発展過程を詳細に叙述している。このような章別構成の経済史書として、日本語で書かれたものとしては、もっとも詳しい。これは本書のメリットであろう。

ただ、全体を通じて、通俗的な解説入門書ならばまだしも、アカデミックな著作としては、態度が安易である。何故そう言うのか。その理由はつぎのとおりである。

第1に、理論的規定が従来の定説にこだわらずに、わるく言えば恣意的になされている。最初にその例をひとつあげると、第3章全体の要めとなる「戦時共産主義」の規定である(85—86ページ)。著者は、いわゆる戦時共産主義を字義通りの「共産主義化」「体制的変革」、「社会主義をとびこえた共産主義的変革」という風に解しておられる。これは、従来の定説と違っている。評者は、定説と違っているから誤りだとはいわない。従来の定説の方がこの時期の特徴なり、この時期の緊急対策全体なりをよりよく表現しようと思うからである。スターリン批判が出たからといって、いまでも正しいと思われる定説まで、軽々に捨て去っていいものであろうか。

このような誤りは、かなり多い。2, 3の例をあげると、国民経済の管制高地の意義の把握(138ページ)は明らかに誤りであるし、貿易通貨としてのルーブルの意義の把握(192—193ページ)も、何らの根拠をもたない発言である。スターリン批判後の空隙を在来文献の批判という形で埋めるためには、著者自身、もう少し理論的な厳密性を自らに課すべきではなかったらうか。

第2に、本書の利用し、引用する文献の取扱い方が粗雑である。これは全体を通じてそうであるが、1例をあげると貿易統計数字の挙示方法である。はじめて貿易統計が示される箇所(194ページ)ではスミルノフ、リュビモフ共著『ソ連邦の外国貿易』(1954年) A. M. Смирнов, Н. Н. Любимов, ред., 《Внешняя торговля СССР》, Внешторгиздат, 1954. が典拠として示されている。つぎに貿易統計が挙示される箇所(250ページ)では、何らの典拠も示されていない。評者がつきあわせてみたところでは、この数字はソ連邦外国貿易省編『ソ連邦外国貿易統計1918—1940年度分』(1960年)(Мини-